

静岡大学男女共同参画行動計画

本行動計画は、静岡大学男女共同参画憲章（2008年7月16日制定）の基本理念にもとづき、その基本方針の具体化に向けてのさまざまな取り組みについて明確化するものである。

本行動計画は、2019年4月から施行し2021年度まで推進するものとし、毎年度末にその年度の取り組みをもとに進捗状況を精査するとともに、最終年度には本行動計画の進捗状況をとりまとめ、次期の行動計画を策定することとする。

- | | |
|------------------------------------|--|
| I 男女共同参画の視点に立った教育・研究及び就業環境の確立 | <ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画の取組み事例を調査し、本学への導入可能性を検討のうえ、積極的な導入を図る。（男女共同参画推進室）2 女性教職員・学生及びSOG I（特にLGBT）に配慮した教育・研究及び就業環境や、子育て・介護支援に関する本学の施設・設備について点検を行い、必要な改善整備を行う。（財務施設部、男女共同参画推進室） |
| II 教育・研究及び就業と家庭生活との両立支援 | <ol style="list-style-type: none">1 短時間勤務制度、介護休業・介護休暇制度など、就業と家庭生活との両立を促すための柔軟な働き方にかかる制度の利用を促進する。（各部局）2 所定時間外労働の削減に取り組むとともに、特別休暇、年次有給休暇の取得を促進する。（各部局） |
| III 次世代育成支援のための環境整備 | <ol style="list-style-type: none">1 育児休業・育児休暇・看護休暇等の制度の利用を促進する。（各部局）2 多目的保育施設及び学童保育所の利用促進を図るとともに、保育支援の方法を検討し、取組の充実を図る。（男女共同参画推進室） |
| IV 女性研究者支援の推進 | <ol style="list-style-type: none">1 研究支援員制度及び学会参加時等保育支援制度の利用促進を図るとともに、新たな保育費用軽減策を検討し、積極的な導入を図る。（男女共同参画推進室）2 健康管理及び介護支援策の改善を検討し、取組の充実を図る。（保健センター、男女共同参画推進室） |
| V 女性教員や女性管理職の比率の向上 | <ol style="list-style-type: none">1 女性教員採用加速制度の利用促進を図る。（男女共同参画推進室、各部局）2 女性教職員の管理職及び相当職への登用に関する対応方策を検討し、比率向上の環境を整え積極的な登用を図る。（総務部）3 毎年度、部局ごとの女性教職員の比率を調査し、比率向上の進捗状況を公表する。（総務部・男女共同参画推進室） |
| VI 男女共同参画に資する教育・学習・研究の拡充 | <ol style="list-style-type: none">1 学生の学習環境の改善に努めるとともに、快適な学生生活を送れるよう対応方策の検討を行い、積極的に環境整備を推進する。（財務施設部、男女共同参画推進室）2 研究と進路選択等に資するため、学部生・大学院生が互いに情報交換等を行える場を設け、学生のネットワークづくりを進める。（男女共同参画推進室） |
| VII 性差別の一掃とその迅速な解決 | <ol style="list-style-type: none">1 複雑化する事例に対応するため、相談員への研修を強化し、マニュアルの整備等を行う。（総務部）2 ハラスメントを取りまく環境の変化にともない、申立から調査報告までの一連の手続きを迅速に行える体制を作る。（総務部） |
| VIII 教職員・学生への男女共同参画に関する啓発活動の推進 | <ol style="list-style-type: none">1 シンポジウムやセミナー等の開催及び様々な媒体を利用して、積極的に啓発活動を行う。特に、学生を対象とした啓発に取り組む。（男女共同参画推進室）2 男女共同参画の推進に資するため、教職員・学生を対象とした意識調査を行い、調査結果をもとに既存制度等の改善や新たな制度等の導入に努める。（男女共同参画推進室） |
| IX 国・静岡県・各市町村、企業や諸団体との男女共同参画に関する連携 | <ol style="list-style-type: none">1 他の部局、行政、企業及びNPO等諸団体の男女共同参画の取組みと連携し、情報交換を行うとともに、協働した事業展開を図る。（男女共同参画推進室）2 男女共同参画の推進モデルとして、本学の取組みを積極的に公表するとともに、他の機関への普及を図る。（男女共同参画推進室） |
| X 男女共同参画に関する国際的な連携の促進 | <ol style="list-style-type: none">1 大学間交流協定締結大学の equal opportunity に関わる情報を収集し、公表するとともに、情報交換を行うなど国際的な交流と連携を進める。（男女共同参画推進室、国際連携推進機構）2 外国人研究者や留学生に対して男女共同参画の視点から支援内容を検討し、検討結果をもとに支援策を実施する。（男女共同参画推進室、国際連携推進機構） |